

北上市地域防災計画の見直しについて



北上市地域防災計画とは、防災関係各機関が連携してそれぞれの力を有効に発揮し、平常時からの災害に対する備えと、災害時の対策および復旧復興に関することを策定し、市民の生命、身体および財産を災害から守ることを目的にしています。

問い合わせ 消防防災課 内線 3713

収容避難所の開設順番

区分	開設順	避難所
第1次収容避難所	災害発生時などで、第1次に開設する避難所	16地区交流センター 北上勤労者体育センター
第2次収容避難所	第1次収容避難所に収容しきれない場合などで、第2次に開設する避難所	第1次収容避難所以外の指定収容避難所 56カ所

第1次収容避難所の開設基準

震度	開設体制
震度5弱以下	開設は行わないが、開設が必要な場合は、いつでも開設できる体制で準備
震度5強	避難者を収容できるよう開設準備を行い、避難者がいる場合開設
震度6弱以上	災害発生後、避難者がいるかいないかにかかわらず避難所を開設

※第2次収容避難所は第1次に収容しきれない場合、順次開設するため、震度による開設基準はありません。

東日本大震災の対応の検証による見直し

北上市地域防災計画の見直しは、東日本大震災での災害対応を検証し、アンケートやパブリックコメントの意見を取り入れながら進めました。

平成23年度に行った地域防災計画の見直しは、地震災害に対する災害対応の①震災災害時の避難所開設運営を円滑に行うこと②災害時の通信手段を確保すること③災害対応に迅速に対応するために災害対策本部体制を強化することです。

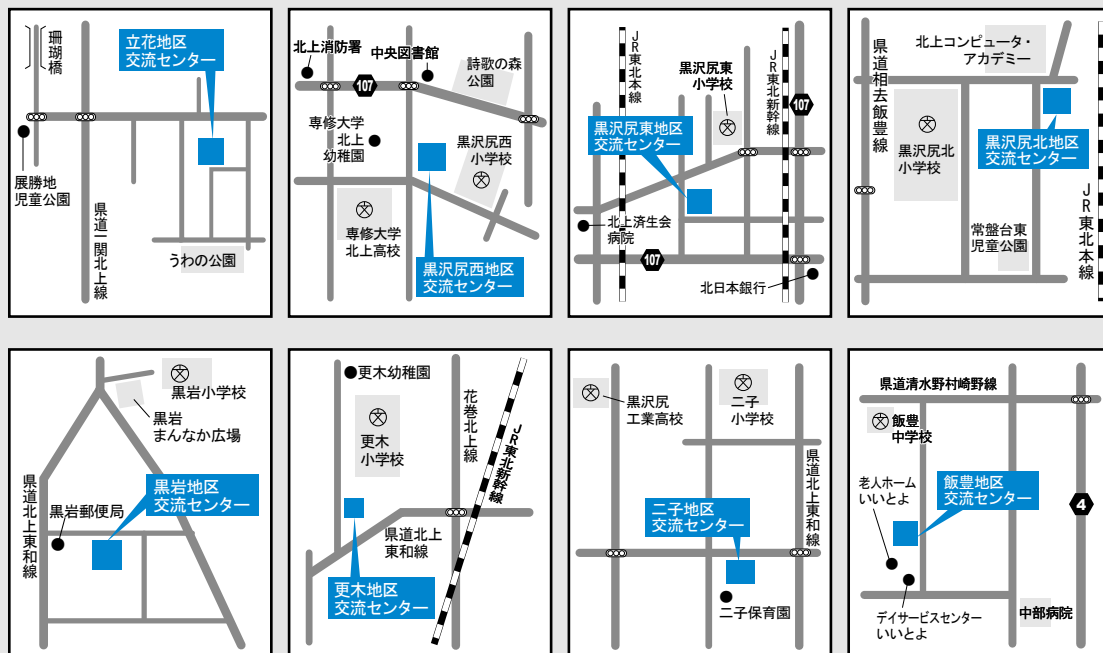
見直しを行った北上市地域防

災計画は4月1日からスタートしています。

※水害についての地域防災計画の見直しは、今後行う洪水ハザードマップの見直しに合わせで行います。

震災時はこうなります「避難所」

市が指定している収容避難所は73カ所。震災時に全ての避難所を開設し、避難所対応を行うことが不可能なため、避難所を二つに区分し、開設する順番と震度による開設基準を設定しました。



第1次収容避難所位置図

第1次収容避難所への防災備蓄倉庫・防災備蓄品の配備

迅速な避難所開設運営のため
第1次収容避難所に防災備蓄倉
庫と防災備蓄品を常備します。

福祉避難所の指定

震災時に避難所生活が長期化する
場合、障がい者や病弱者など
特別な配慮を必要とする避難
所として、北上市総合福祉セン
ター、江釣子老人福祉セン
ター、和賀町総合福祉センタ
ーの3施設を福祉避難所第2次収
容避難所として指定します。

※福祉避難所は第2次収容避難所としての指定のため、災害発生直後すぐに開設するのではなく、状況を見ながら必要に応じて開設します。

震災時はこうなります
「通信手段の確保」

避難所へ防災行政無線の設置
や災害時情報提供に活用できる
コミュニティFM設置の検討
を行います。

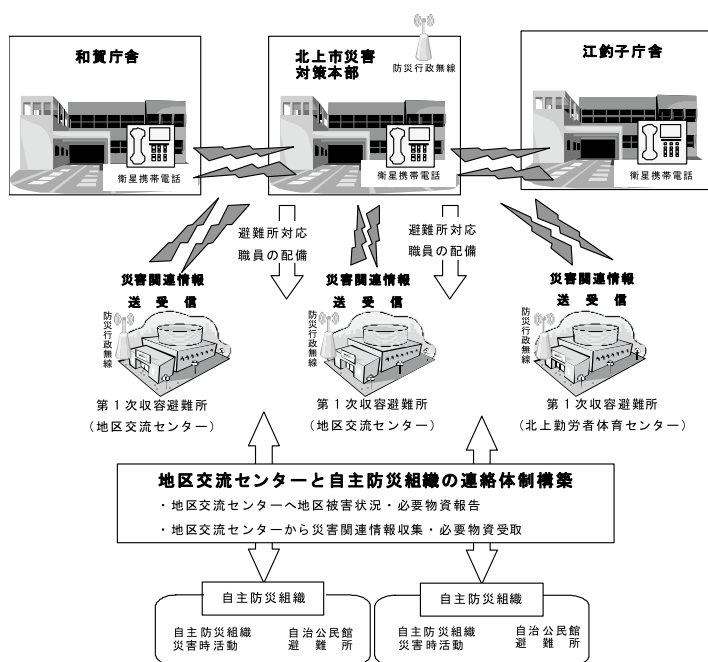
3 庁舎間の通信手段の確保

通信手段が遮断された場合を想定し、各庁舎に衛星携帯電話の設置を行います。

第1次収容避難所との通信手段の確保

16地区交流センター、北上勤

情報発信・収集



震災時はこうなります
「市の活動体制」

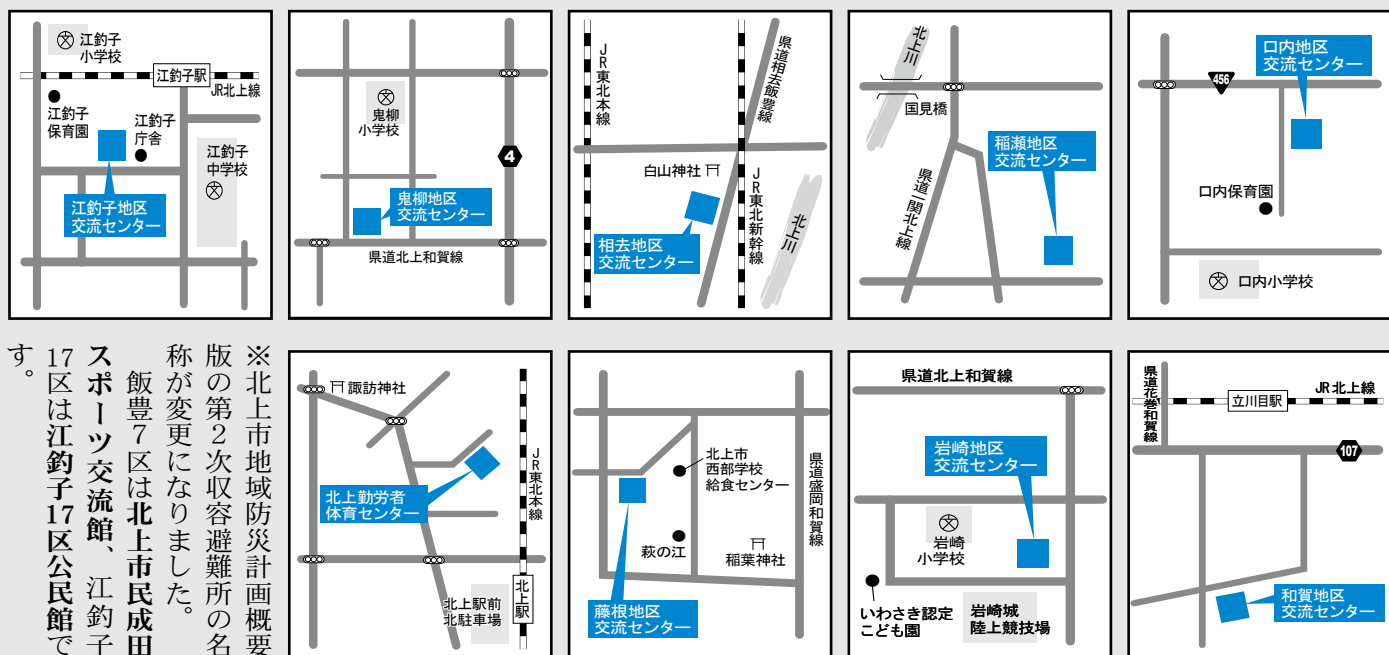
労者体育センターと災害対策本部に防災行政無線を設置し、災害時でも各避難所と災害対策本部との連絡体制を確保します。
市民への災害情報提供の強化
 コミュニティＦＭを活用した災害情報の提供のためＦＭ局設置について検討を行います。

災害発生時初動体制の見直し

所に迅速に職員を配備できる体制にしています。

夜間、休日などの災害発生に、対応するため、災害発生直後、本庁舎近隣居住職員の本庁舎参集と避難所近隣居住職員の避難所参集による緊急初動特別部を立ち上げ、災害対策本部体制が確立するまでの間、初動対応を行います。

※詳しくは、北上市地域防災計画概要版(平成23年度修正)を今年3月に全戸配布してしますので、ご覧ください。



※北上市地域防災計画概要版の第2次収容避難所の名称が変更になりました。

飯豊7区は北上市民成田スポーツ交流館、江釣子17区は江釣子17区公民館です。